

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第一部 労働者状態

第五編 農家の状態と農民の生活

第三章 林業労働者の状態

農林省林野庁「山村経済実態調査書——林業労働篇第一号(一九五四年三月刊)は、愛知県、三重県における私的林業経営に雇傭される林業労働者について、その労働条件、生活状態を詳細に報告しているので、次に右の資料によりつつ、林業労働者の状態を記すことにする。

愛知県南設楽郡鳳来寺村の林業は、古くから、いわゆる鳳来寺杉の産地として知られているが、調査対象はこの一部落の農家と林業労働者で、特に詳細な面接調査が行われたのは部落内の専門的な林業労働者二人である。この村の林業労働者の多くは、地主的育林業者、地主的伐出製材業者または商人的伐出製材業者のもとにやとわれるもので、普通には林業労働者は一定の雇主と年間雇傭契約をむすぶ。しかし就業日数は後述のように極めてすくなく、賃銀も低劣なので、収入の不足分を零細な自家農業経営の収入によって補い、とくに農繁期には林業労働を従とし、農業労働に主として従事するので、半農半労的性格が強い。

近年は森林法の規制や税金の関係で伐採は手びかえ気味のため労働者の雇傭も減少しており、就業は一般に不規則である。一二人の労働者中四人は定雇で、その中でも常時仕事を持っているのは地主の代人(山の管理や事務の代理人)一人で、他は定雇とはいっても農繁期には林業労働から離れるものが多い。

戦前は、本村の林業労働者はすべて庄屋のもとに統轄されていた。庄屋は七—八人の組の頭(監督)で、普通は統卒力のある年配者がなり、労働賃銀の上前をハネていた。太平洋戦争中、総動員法の施行で庄屋制度は崩れ、戦後その復活はない。ただ組頭を中心とする労働者の組がつくられている。組は同一部落の、気の合った労働者五—八人から構成され、彼らは年配、技術、熟練、統卒力等の具った有力者を組頭として選び出す。組頭は組を代表して地主または元締(伐出業者)と請負契約の交渉にあたり、労働の指揮、監督をするが、自らも組の者と同様に労働する。現在は賃金高は一般労働者に知られており、直接雇傭主から支払われ、また組頭の統制力は戦前の庄屋より薄弱で、中間搾取は行われない。

労働継続年数と労働日数

第228表は、これら林業労働者の労働継続期間をしめすものであるが、三〇年以上のものが四人、二〇—三〇年のものが二人、一〇—二〇年のものが二人等で、一〇年未満のものは比較的少い。これは、林業労働が、苦しく危険な重筋労働でありながら労賃は相対的に低いため、年齢の若い労働者が村内外の他の賃労働場面をもとめて流出するためで、ことに最近では、若い林業労働者は極めて少数となっている。(後掲の第228表参照)。

つぎに彼らの労働種類をみると、一二人のうち、伐採五、伐採運搬一、林業労働一般一、製炭一、

地主の代人一人で、伐採関係が過半数をしめている。しかし以上の区別は一応のもので、実際は伐採夫でも運搬、集材、造林労働をも兼ね行い、労働の専門的分化は厳格なものでない。

製炭夫は冬の農閑期において六〇日位労働するだけで、他の季節は農業に従事している。代人は地主の林業経営の事務や林野の見廻り、監理等となすが、労働者の監督をしながら伐採業の労働にも従事する。

労働者の労働日数をみると、一九五三年においては年間最高一八〇日から最低三〇日で、平均して一一〇日である、五三年はとくに降雨が多く天候不順のため山仕事ができなかったのであるが、平年でも年間平均一五〇日しか労働しない。これは前述のごとき理由で、近年伐採量が減少し、労働需要がすくなくなったためである。右の就労日を季節的に観察すると、冬期(農閑期)にもっとも多く、全日数の約四〇%をしめ、ついで春期三〇%、秋期二〇%で、雨の多い夏期は一〇%にすぎない。

労働時間と労賃

一日の労働時間は季節により長短があり、冬は朝五時より夕五時頃まで平均九時間、夏は平均一一一二時間となる、自宅から現場までの距離の長短により、交通時間は異なるが、現場まで普通最短距離で一五町、遠ければ一里前後で、これに片道二〇分から一時間前後を要する。

労賃はすべて現金払いで、現物払いは無い。請負いと定額払い(日雇)の二形態があり、本村では請負いが全体の六〇%位をしめている。

請負い給は、予めきめられた単価と作業量により算出され、雇主から労働者個人に直接支払われる。運搬夫の日賃銀の計算は次の通りである。

$$\textcircled{\text{a}} 30\text{円} \times 2.5(\text{町}) \times 6 = 450\text{円}$$

伐採現場からバス道路までの運搬は木馬で行われるが、右の計算で単価三〇円となっているのは、木馬道一町一石運搬の単位手取り労賃である。この運搬では木馬道が二・五町で、一日六回往復として計四五〇円となる。しかしこれが一日当り実質賃銀となるわけではない。それは二・五町の木馬道造りに延六日を要しており、この作業に対して別に賃銀は支払われない。従って、六〇石の木材搬出に一〇日間労働し、四五〇〇円の手取り賃銀となっても、実際には木馬道造りの六日間が計算されねばならぬから、労働日数一六日となり平均一日当り二九〇円弱となる。熟練した運材夫は一日の作業量が右の例より多いので、平均五〇〇円一七〇〇円を得ている。

伐採夫の労賃は、石当り単価に伐採石数を乗じて算出されるが、作業量は労働者の能力、樹木の種類や大小、現場の状況等により非常な開きがある。一日の伐採石数は普通二石から八石の間で、平均して五石である。単価は六〇円一八〇円が普通である。

単価は雇主により一方的に決定され、労働者個人または団体との協約は全く行われていない。労働者の苦情や陳情によって賃上げの行われることは稀である。

日雇の定額賃銀は一日平均二五〇円一三五〇円である。

第229表は、林業労働者の個人別労賃を示すものであるが、四二年間伐採運搬に従事した熟練労働者の一日平均労賃が三五〇円で、一ヵ月平均七日間働くので手取り月二四〇〇円の賃労働収入を得ている。また三五年の労働経験を有する伐採夫で一日二五〇円、月八日働き月収二〇〇〇円である。また労働経験四ヵ年の伐採夫は、日賃銀二〇〇円で月収二〇〇〇円である。右のように、一日当り実収二〇〇円から最高三五〇円で、月収は普通三〇〇〇円から四〇〇〇円にすぎない。いかに生活水準の低い山村であっても、このような低賃銀では到底生活できないのはいうまでもない。これを補うのが、林業労働者とその家族の営む零細農林等であり、食糧燃料の一部を自給

しつつ、なお労働しうる家族は賃労働者、俸給生活者として働き、家族を扶け、このようにして辛うじて一家の生活を支えているのである。

右にのべた労賃は一般的なばあいであるが、労働の種類によっては、これよりはるかに高額なものがある。たとえば、立木に登って皮をはぎとって行く作業(皮とり)は、請負いで一日一〇〇〇円の実収をうることもある。しかしこの皮とりは、作業に危険を伴い、熟練を要し、青壮年でなければ出来ない。また同じく危険を伴い、熟練を必要とする「木馬ひき」(運材)も、熟練者は三五〇円から最高七〇〇円におよぶことがある。

製炭は原木(一俵分一五〇—二〇〇円)を買って焼き、製品を一俵四〇〇円で売るのが普通で、一俵につき二〇〇円—二五〇円の加工賃をうるのであるが、調査対象の製炭夫は、年間約六〇日労働して一五〇俵ほど生産している。年間の製炭日数が少いので、これだけで一家の生活を支えることはできず、やはり小規模な農林業経営により家計を補っているのである。

日雇にしろ、定雇にしろ、労賃は右にのべたものの外、家族手当、冬期手当、臨時賞与等は一切支給されない。ただ地主の代人だけが年末の手当二〇〇〇円を支給されているだけである。これは経済代行者または監督としての賞与である。多くのものは労災保険にも入っていない。

林業労働に必要なヨキ、ノコギリ、トビ、カマ、ハビロ、カマ、ナタ等の道具はすべて労働者の自己所有物を使う。したがって、これらの道具の費用は全て彼らの収入から支出されねばならぬ。一九五三年一カ年におけるこれら道具の一人当り原価償却費は約五〇〇〇円で、これは林業労働者の実質賃銀から控除されるのである。

最後に林業労働者の年間労賃収入をみると、最高は五万四千元であるが、これは純粹の林業労働者ではなく、地主の代人としての報酬も加わっていることに注意せねばならぬ。つぎの収入階層は四万五千元—四万八千元(三人)、その下は三万五千元—四万円(四人)、最低は七千五百円である。それゆえこの部落の林業労働者の年労賃収入は四万円前後である。これは五三年がとくに多雨その他天候不順で労働日数が減少したためであることは前述の通りであるが、平年においても、これより一、二割程度多い収入で、林業労働者の低賃金がいかなるものであるかは以上の記述で明瞭である。

生活状態

第230表は林業労働者の住居と食事内容を一括して表示したものである。

この林業労働者は全て自己の住居から現場に通勤して働いているが、住居の坪数は二〇坪—三〇坪四戸、三〇坪—四〇坪二戸、四〇坪以上一戸である。現在までのところ、食生活に追われて住居の修理新築はほとんどなされていない。

食事は、主食が米麦半々というのが大部分で、米の完全自給はできず、米の不足分を麦で補っている状態である。労働者一人当り米の消費量は三合が一人、四合が三人、五合が四人、八合が一人で、これに麦を補うから、一日五合から一升位の穀類を消費する。この点は都市労働者に比較すれば多量であるが、反対に魚肉はほとんど摂取していない。牛肉は年一回程度、魚肉は一ヵ月平均三〇〇円—五〇〇円程度を消費するにすぎぬ。彼等の食事に関する希望、要求は、主食とくに米の配給量の増加、甘味類を摂りたい等であるが、現金収入が極度に少いので、現状ではこの希望をみたすことが不可能である。

酒、煙草等の嗜好品については同表の示すごとく、極めて少量である。煙草の種類と数量から、彼等の生活水準を推定することもできよう。

最後に、衣類をみよう。彼等の中には上下一組の衣類を年間着用して、他に何ものも持たぬものがおり、持っているものでも二、三組が普通である(第231表)。その他衣類に関する労働者の希望は表の右欄に示されている。本表をみても作業衣等の消耗がはげしいのに対して、これを補充することが困難な状態にあることを物語っている。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
